

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

目次

No.	区 分	支援制度等	No.	区 分	支援制度等
1	罹災証明	罹災証明書	26	減免等	後期高齢者医療保険一部負担金の減免、徴収猶予
2	災害ごみ	住宅や敷地内のごみ	27	減免等	介護保険料の減免・徴収猶予
3	災害ごみ	農地等の漂着ごみ	28	減免等	介護保険利用者負担額の減免
4	災害ごみ	土砂等	29	減免等	障がい福祉サービス、障がい児通所支援、補装具費、療養介護医療、自立支援医療、日常生活用具の利用者負担額の軽減
5	住まい	浸水被害を受けた家屋の消毒	30	減免等	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の所得制限の解除
6	住まい	被災住宅の応急修理	31	減免等	水道料金・下水道料金の減免
7	住まい	災害に伴う市営住宅の一時的な使用について(目的外使用)	32	減免等	諸証明交付手数料の免除
8	住まい	住宅リフォーム資金助成事業(災害復旧支援型)	33	減免等	パスポート発給手数料の免除
9	住まい	被災住宅特定空家化対策事業費補助金	34	証書類再発行	○後期高齢者医療関係(被保険者証・限度額認定証等) ○福祉医療費受給者証
10	補助金	災害復旧救済措置	35	証書類再発行	国民健康保険関係(被保険者証・高齢受給者証・限度額認定証等)
11	補助金	農地・農業用施設単独災害復旧事業費補助金	36	証書類再発行	国民年金関係(年金証書・保険料納付書)
12	補助金	農業経営等復旧・継続支援対策補助金	37	証書類再発行	介護保険関係(被保険者証・限度額認定証・負担割合証等)
13	補助金	林業単独災害復旧事業費補助金	38	証書類再発行	運転免許証
14	補助金	ごみ集積所設置補助金	39	相談	健康相談
15	見舞金	災害り災者に対する見舞い金	40	相談	高齢者福祉の相談
16	貸付金	災害援護資金貸付制度	41	相談	消火栓、消防水利に関する相談
17	貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	42	相談	福祉に関する総合相談
18	減免等	市税等の徴収猶予	43	相談	災害ごみの処分について
19	減免等	市民税等の減免	44	その他	災害ボランティアセンター
20	減免等	国民健康保険税の減免			
21	減免等	固定資産税の減免			
22	減免等	軽自動車税(種別割)の減免			
23	減免等	国民健康保険一部負担金の減免、徴収猶予			
24	減免等	国民年金保険料の免除			
25	減免等	後期高齢者医療保険料の減免			

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
1	罹災証明	罹災証明書	<p>住家(居住のために使っている建物)の被害について、市が被害認定調査を行い、被害の程度を証明するものです。 生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請等に必要となる場合があります。 なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたっては原則不要ですが、保険会社によっては必要な場合がありますので、契約している保険会社にお問い合わせください。</p> <p>【罹災証明書の対象】 住家(災害発生時において、現実に居住のために使っている建物) 【罹災証明書の証明事項】 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)</p>	<p>税務課 各総合支所 市民サービス課</p>	24-6305	8:30~17:15	<p>片付けや修理の前に、被害状況を写真に撮っておいてください。</p> <p>7月24日からの大雨災害にかかる罹災証明書の申請期間は11月29日(金)までです。</p>
2	災害ごみ	住宅や敷地内のごみ	住居等への浸水により壊れたり、使えなくなった家具、家財等のごみの処分方法について	生活環境課	24-6254	8:30~17:15	
3	災害ごみ	農地等の漂着ごみ	河川水路の氾濫等により農地等へ流入したごみの処理方法について	<p>農業振興課 各総合支所 産業建設課</p>	24-6353	8:30~17:15	
4	災害ごみ	土砂等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に流入した土砂処分用土のう袋の配布について 市道路面に流入した土砂及び側溝の土砂撤去 	<p>建設管理課 各総合支所 産業建設課</p>	24-6329	8:30~17:15	敷地内に流入した土砂撤去については、区分:補助金欄の「災害復旧救済措置」(危機管理課)、もしくは、区分:その他欄の「災害ボランティアセンター」(由利本荘市社会福祉協議会)をご参照ください。
5	住まい	浸水被害を受けた家屋の消毒	消毒をするために必要な消毒薬剤の提供、噴霧器の貸し出し	健康づくり課	22-1834	8:30~17:15	あらかじめ、洗浄や拭き取りにより消毒箇所の汚れを十分に除去し、乾かしていただくようお願いいたします。 (清掃が不十分だと、消毒の効果を発揮することができません。)

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
6	住まい	被災住宅の応急修理	<p>災害救助法が適用された災害により、住宅が一定の被害(大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊)を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、被災した住宅の居室・台所・トイレなどの日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市が修理業者に依頼し、修理費用を直接業者に支払う制度です。</p> <p>【対象者】 ・被災住宅の居住者 ・住宅被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること(罹災証明書で確認) ・応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること ・自ら修理を行う資力が無いこと</p> <p>【限度額(1世帯) ※R6】 ・「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」 717,000円以内 ・半壊に準ずる程度の損傷「準半壊」 348,000円以内 ※限度額を超える部分や対象外工事の費用は、自己契約・自己負担となります。</p>	建築住宅課 各総合支所 産業建設課	24-6334	8:30~17:15	被災状況や修理前の写真が必要です。 修理は既存同等が前提のため、住宅設備(流し台やトイレ、給湯器、建具等)のグレードアップは対象になりません。 家具・家電は対象になりません。 「全壊」の場合、修理することで居住可能な場合は対象になる場合があります。
7	住まい	災害に伴う市営住宅の一時的な使用について(目的外使用)	<p>災害により住宅に被害を受け居住不能となった方に対し、市営住宅等の空き家の一時的な使用を認め、住宅確保までの一時的な居住場所を提供し、罹災者の生活再建を支援するします。 地域によって入居できる住宅に限りがありますので、建築住宅課または各総合支所産業建設課へご相談ください。</p>	建築住宅課 各総合支所 産業建設課	24-6369	8:30~17:15	原則、罹災証明を受けていることが前提となりますが、証明書の交付が遅れる場合は、取り急ぎ現場確認や罹災状況が分かる写真等で確認を行います。
8	住まい	住宅リフォーム資金助成事業(災害復旧支援型)	<p>被災した住宅のリフォーム支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事費:20万円以上(被災箇所の復旧工事費に限る) ・補助金額:補助対象工事費の10%(上限10万円) ・補助対象世帯:自然災害に伴う罹災証明を受けて災害復旧工事を行う世帯 	建築住宅課 各総合支所 産業建設課	24-6335	8:30~17:15	要件を満たしている場合は「秋田県住宅リフォーム推進事業(あきた安全安心住まい推進事業)」との併用が可能です。

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
9	住まい	被災住宅特定空家化対策事業費補助金	被災した住宅が、空き家として放置されることを抑止するとともに、甚大な被害を受けた被災者に対し、その住宅の解体工事に要する費用の一部を補助するものです。 【補助対象住宅】 市が発行した罹災証明書によって半壊以上と認定されたもの 【補助対象者】 登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税家屋台帳等)に記載されている者 【補助対象工事】 補助対象住宅を全て解体処分する工事 【補助金の額】 補助経費の2分の1以内で50万円以内	生活環境課	24-6253	8:30~17:15	【必要書類】 ○登記事項証明書 ○位置図 ○現況写真 ○工程表 ○工事見積書 ○罹災証明書(写し)
10	補助金	災害復旧救済措置	災害発生時の復旧に関して、公的災害復旧事業及び由利本荘市林業災害復旧事業費単独補助金交付要綱(平成17年由利本荘市)に該当しない場合で、更に被害が拡大するおそれがあり、緊急に応急対策が必要と認められるときの救済措置。 【適用範囲】 ○住家 土砂の流出等により、日常生活に支障があると認められるとき。 ○非住家 土砂の流出等により、建物が破損し、使用が困難と認められるとき。 ○宅地 土砂の流出により、日常生活に支障があると認められるとき。 【助成金の額】 経費の2分の1以内で60万円以内	危機管理課	24-6238	8:30~17:15	【必要書類】 ○被害状況及び完了後の写真 ○経費の領収書
11	補助金	農地・農業用施設単独災害復旧事業費補助金	農地や農業施設が被災した場合に、その復旧する費用の一部を補助するものです。 【補助対象費】 復旧費が10万円以上40万円未満 【補助率】 農地は3分の1以内 農業用施設は2分の1以内 ※復旧費が10万円未満のものについては、県の補助制度がありますのでご相談ください。	農山漁村振興課 各総合支所 産業建設課	24-6355	8:30~17:15	【必要書類】 ○補助金交付申請書 ○被災箇所位置図 ○被害状況写真 ○復旧費の見積書

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
12	補助金	農業経営等復旧・継続支援対策補助金	被災された農業者等の農地等の復旧や営農継続を支援するため、補助事業を創設しました。 (1)農地の復旧支援事業 ①漂着・堆積物の除去（人件費、賃借料、委託料等） (2)農業経営等継続支援事業 ①生産施設復旧支援（パイプハウス等の生産設備及び付帯設備） ②機械復旧支援（販売するための農作物生産に使用する機械） ③水稻の追加防除・そばの再播種への支援 ④大豆、園芸作物等への防除支援 ⑤畜産への支援（家畜用飼料購入費等） ⑥水稻・大豆種子の購入支援（令和7年の水稻、大豆の種子購入費用） ⑦園芸作物・飼料作物・そば等の種苗・資材等購入支援	農業振興課 各総合支所 産業建設課	24-6353	8:30～17:15	申請にあたっては要件があるため、詳細はお問い合わせください。
13	補助金	林業単独災害復旧事業費補助金	森林や作業道等が被災した場合に、その復旧する費用の一部を補助するものです。 【補助対象者】 由利本荘市管内に森林を所有する個人及び団体等 【補助率】 補助対象費3分の1(上限30万円)	農山漁村振興課 各総合支所 産業建設課	24-6357	8:30～17:15	【必要書類】 ○補助金交付申請書 ○被災箇所位置図 ○被害状況写真 ○復旧費の見積書の写し ○振込先の通帳の写し
14	補助金	ごみ集積所設置補助金	災害救助法が適用された災害によりごみ集積所が破損した場合に修繕費、更新費の一部を補助するものです。 【適用範囲】 災害救助法が適用された災害により破損したごみ集積所の修繕及び更新費用 【交付対象者】 自治会及び町内会 【助成金の額】 経費の2分の1以内で8万円以内	生活環境課	24-6254	8:30～17:15	【必要書類】 ○被害状況及び完了後の写真 ○経費の領収書
15	見舞金	災害り災者に対する見舞い金	豪雨・洪水その他の異常な自然現象による災害により被害を受けた被災世帯に対し、見舞い金の支給を行います。 【支給対象】 床上浸水の被害を受けた住家 【支給額】 罹災証明における「住家の被害の程度」により決定 全壊 10万円 大規模半壊・中規模半壊・半壊 5万円 準半壊及び準半壊に至らないもののうち床上浸水の被害を受けたもの 2万円	福祉支援課	24-6315	8:30～17:15	【申請は不要です】 罹災証明書を申請ください

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
16	貸付金	災害援護資金貸付制度	<p>災害により世帯主が重傷を負った、または、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。</p> <p>【貸付限度額】150万円～350万円（被害の種類・程度、所得要件による）</p> <p>【貸付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人あり 無利子 ・保証人なし 据置期間は無利子、据置期間経過後は年1.5% ・償還期間10年(据置期間3年を含む) <p>【申請期限】令和6年10月31日</p>	危機管理課	24-6238	8:30～17:15	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害援護資金借入申請書 ○本人確認書類のコピー ○罹災証明書(写し) <p>このほか、申込内容によって必要書類が違います</p>
17	貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	<p>母子家庭、父子家庭、寡婦の方が対象です。</p> <p>1 住宅資金について</p> <p>(1)対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する住宅を補修、保全、改築又は増築するのに必要な経費 ※家屋本体の他、電気、ガス、水道設備等の補修工事に必要な経費を含む ・住宅を建築又は購入するのに必要な経費 <p>(2)貸付限度額 150万円 ※住宅の全壊等特に必要と認められる場合は200万円</p> <p>(3)償還期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置期間(利子のみの償還で可能な期間)・・・貸付の日から6か月間 ・償還期間(据置後)・・・6年以内 ※特別の場合7年以内 ・利率・・・年1.0%(ただし連帯保証人を設定した場合は無利子) <p>2 転宅資金について</p> <p>(1)対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の移転に際し、住宅の賃貸借契約により納入を要求される敷金、前家賃等の一時金 ・引越しに要する運送代 <p>(2)貸付限度額 26万円</p> <p>(3)償還期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置期間・・・貸付の日から6か月間 ・償還期間(据置後)・・・3年以内 ・利率・・・年1.0%(ただし連帯保証人を設定した場合は無利子) <p>3 償還の支払猶予について</p> <p>(1)対象者 この度の大雨災害のため償還が困難となった方</p>	子ども未来課	24-6319	8:30～16:30 (水曜日を除く)	<p>「1. 住宅資金」については、申請者本人名義の住宅が対象です。また、すでに工事に着工している場合は対象外となります。</p> <p>その他、申請にあたっては要件があるため、詳細についてはお問い合わせください。</p>
18	減免等	市税等の徴収猶予	<p>災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時的に納付することができないと認められるときは、1年以内において徴収を猶予することができます。</p>	<p>収納課</p> <p>各総合支所市民サービス課</p>	24-6256	8:30～17:15	<p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書 ○収入状況、資産状況、負債状況のわかるもの

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
19	減免等	市民税等の減免	<p>火災や風水害、震災などで被害を受けた場合、その被害の程度に応じて市税等を減免する制度が次により設けられています。</p> <p>【市民税・県民税】…前年中の所得金額が1,000万円以下※1での者で、災害救助法の適用を受けた地域で自己又は親族が所有し居住の用に供する家屋に著しく損傷を受け、その損害の金額※2が当該家屋の価格の2分の1以上の価値を減じたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆前年中の所得金額が500万円以下…所得割額的全額 ◆前年中の所得金額が500万円超、750万円以下…所得割額の1/2 ◆前年中の所得金額が750万円超、1,000万円以下…所得割額の1/4 <p>※1 生計を一にする配偶者又は親族を含む ※2 保険金等により補填されるべき金額を除く</p> <p>【森林環境税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害より納税義務者が死亡した場合…全部 ◆災害により納税義務者が障害者となった場合…全部 ◆前年中の合計所得金額が500万円以下で、住宅又は家財の※損害金額が、住宅又は家財の価格の10分の3以上の場合…全部 ◆前年中の合計所得金額が500万円を超え750万円以下で、住宅又は家財の※損害金額が、住宅又は家財の価格の10分の5以上の場合…全部 <p>※ 保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く</p>	<p>税務課</p> <p>各総合支所 市民サービス課</p>	24-6306	8:30~17:15	<p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減免申請書 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など) ○保険からの給付や賠償金の補填がある場合は、金額のわかる書類
20	減免等	国民健康保険税の減免	<p>災害(風水害・火災など)により納税義務者及び生計を一にする者が所有する居住用の財産等について、その資産価額の10分の3以上の損失を被った場合(保険からの給付、賠償金で補填された金額を除く)、国民健康保険税の減免を申請することができます。損失(損害)の程度及び前年の合計所得金額に応じ、減免の割合などを決定いたします。</p>	<p>税務課</p> <p>各総合支所 市民サービス課</p>	24-6306	8:30~17:15	<p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減免申請書 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など) ○保険からの給付や賠償金の補填がある場合は、金額のわかる書類
21	減免等	固定資産税の減免	<p>災害または天候の不順により損害を受け、著しく価値を減じた土地・家屋・償却資産について、減免申請をする事ができます。損傷の度合いにより、減免の可否、減免割合などを決定いたします。</p>	<p>税務課</p> <p>各総合支所市民 サービス課</p>	24-6305	8:30~17:15	<p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減免申請書 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など) ○保険からの給付や賠償金の補填がある場合は、金額のわかる書類

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
22	減免等	軽自動車税(種別割)の減免	<p>災害(風水害・火災など)により被災した軽自動車で、次の要件に該当する場合は軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。 また、納付済みの場合は還付を受けることができます。</p> <p>【要件】 「修繕額(見積額)から保険などの補填金を差し引いた金額」が当該車両の税額を超えた場合</p>	<p>税務課</p> <p>各総合支所 市民サービス課</p>	24-6302	8:30~17:15	<p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○軽自動車税(種別割)被災車両減免申請書 ○罹災証明書または罹災届出証明書 ○修繕額がわかる書類(見積書・請求書・領収書など) ○補填金がある場合は、保険金などで補填された金額のわかる書類 ○被災状況の参考写真など
23	減免等	国民健康保険一部負担金の減免、徴収猶予	<p>国保加入世帯の世帯主が次のいずれかに該当したとき、申請により医療機関を受診した際の自己負担分について減免または徴収猶予を受けることができます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 <p>【徴収猶予】 6箇月以内 【減免】 損害の程度および前年の所得額により10分の10から10分の1を3箇月以内</p>	<p>市民課 国保年金班</p> <p>各総合支所市民 サービス課</p>	24-6245	8:30~17:15	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書 ○死亡や障がい判る書類または収入の減少が判る書類など
24	減免等	国民年金保険料の免除	<p>国民年金被保険者の属する世帯の世帯主または世帯員の所有に係る資産(住宅、家財、その他の財産)につき、その価格の2分の1以上の損害を受けたとき。</p> <p>【免除期間】 令和6年6月分から令和8年6月分まで ※ただし、令和5年度分(R6.6)、令和6年度分(R6.7~R7.6)、令和7年度分(R7.7~R8.6)それぞれに申請手続きが必要</p>	<p>市民課 国保年金班</p> <p>各総合支所市民 サービス課</p>	24-6245	8:30~17:15	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書
25	減免等	後期高齢者医療保険料の減免	<p>後期高齢者医療被保険者またはその属する世帯主が次のいずれかに該当したとき、申請により保険料の減免をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 <p>【減免】 損害の程度および前年の所得額により10分の10から8分の1を12箇月(減収の場合は当該年度分)</p>	<p>市民課 医療保険班</p> <p>各総合支所市民 サービス課</p>	24-6244	8:30~17:15	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書 ○死亡や障がい判る書類または収入の減少がわかる書類など

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
26	減免等	後期高齢者医療保険一部負担金の減免、徴収猶予	<p>後期高齢者医療被保険者またはその同一世帯員(主な生計維持者)が次のいずれかに該当したとき、申請により医療機関を受診した際の自己負担分について減免または徴収猶予を受けることができます</p> <p>○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>【減免、徴収猶予】 損害の程度により10分の10または10分の5を6箇月以内</p>	<p>市民課 医療保険班</p> <p>各総合支所市民サービス課</p>	24-6244	8:30~17:15	<p>【必要書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがかかる書類または収入の減少がわかる書類など</p>
27	減免等	介護保険料の減免・徴収猶予	<p>介護保険第1号被保険者(65歳以上)またはその同一世帯員(主な生計維持者)が次のいずれかに該当したとき、申請により保険料の減免または徴収猶予を受けることができます。</p> <p>○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>【対象期間】令和6年8月分から令和7年2月分まで</p> <p>【減免】 損害の程度および前年の所得額により10分の10から10分の2</p> <p>【徴収猶予】 損害の程度により10分の10を6箇月以内</p>	<p>長寿生きがい課 介護班</p> <p>各総合支所市民サービス課</p>	24-6323	8:30~17:15	<p>【必要書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがかかる書類または収入の減少がわかる書類など</p>
28	減免等	介護保険利用者負担額の減免	<p>要介護・要支援の認定を受けている被保険者またはその同一世帯員(主な生計維持者)が次のいずれかに該当したとき、介護サービスを利用した際の自己負担分について減免を受けることができます。</p> <p>○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>【減免】 損害の程度および前年の同一世帯員全員の合計所得額により10分の10から10分の3(申請月から6箇月以内)</p>	<p>長寿生きがい課 介護班</p> <p>各総合支所市民サービス課</p>	24-6323	8:30~17:15	<p>【必要書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがかかる書類または収入の減少がわかる書類など</p>
29	減免等	<p>・障がい福祉サービス ・障がい児通所支援 ・補装具費 ・療養介護医療 ・自立支援医療 ・日常生活用具</p> <p>利用者負担額の軽減</p>	<p>利用者の世帯が次のいずれかに該当したとき、申請により障害福祉サービス等を利用した際の自己負担分について軽減または支払いの猶予を受けることができます。</p> <p>○災害により住家に重大な損害を受けたとき。 ○災害により主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った、または行方不明となったとき。 ○災害により主たる生計維持者が事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p>	<p>福祉支援課 障がい支援班</p>	24-6314	8:30~17:15	<p>【必要書類】 ○罹災証明書 ○死亡や傷病等がわかる書類または収入の減少がわかる書類など</p>

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
30	減免等	・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 所得制限の解除	手当の受給に際し所得制限を受けている場合で、災害により住宅・家財等の財産につきおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、申請により損害を受けた月から翌年7月までの手当について所得制限を解除できます。	福祉支援課 障がい支援班	24-6314	8:30~17:15	【必要書類】 ○罹災証明書 その他、損害の程度がわかる書類を求める場合があります。
31	減免等	水道料金・下水道料金の減免	家屋や家財が床上浸水及び床下浸水の被害を受けたことについて、市の罹災証明書または罹災届出証明書の交付を受け、その洗浄等のために水道水を使用し、排水施設以外に汚水を排除した場合に減免します。 【減免】 減免の対象となる期間は、罹災した日から起算して30日以内。 減免の対象となる水量は、水道水を使用した期間にかかる月の使用水量から使用月前3箇月分の平均使用水量、または算定対象最終月の前年同月の使用水量のいずれが多い方を差し引いた水量とする。	企業局 営業課 各総合支所市民サービス課	22-3504	8:30~17:15	【申請に必要な書類】 ○減免申請書 ○罹災証明書または罹災届出証明書(写し可)
32	減免等	諸証明交付手数料の免除	災害等が原因で必要となった各種申請に必要な証明書等手数料について免除します。 ○住民票の写し(住民票記載事項証明書) ○印鑑登録証明書 ○印鑑登録証再交付 ○戸籍謄(抄)本等 ○税に関する諸証明など ○個人番号カード再発行 ※「罹災証明書」または「罹災届出証明書」の交付前に、有料で受け付けた証明書手数料の返金はできません。	市民課 住民記録班 各総合支所市民サービス課	24-6243	8:30~17:15	【免除に必要な書類】 ○罹災証明書または罹災届出証明書 ○その他、本人確認書類、委任状などは通常証明書請求時と同様

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
33	減免等	パスポート発給手数料の免除	<p>要件</p> <p>①災害時に由利本荘市に居住している方 ②全壊、半壊または床上浸水の被害を受けた方</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パスポート申請書 ○パスポート用写真 ○戸籍謄本 ○本人確認書類 ○汚損等のパスポートをお持ちの場合は、そのパスポート ○住民票 ○罹災証明書 <p>※発給手数料の全額を、すべての申請区分において1回限り免除します。</p>	市民課 住民記録班	24-6243	8:30~17:00	<p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請後に、罹災証明書等を提出した場合 ○居所申請の場合 <p>例:住民票が県外にあり、被災した場合</p>
34	証書類 再発行	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療関係 (被保険者証・限度額認定証等) ○福祉医療費受給者証 	<p>【申請手続に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の本人確認書類 <p>※本人確認書類が提示できない場合は、罹災証明書でも可 ※いずれの証明書も提出ができない場合は、口頭での確認も可(住所、氏名、家族構成を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同一世帯員以外の方が申請する場合は、委任状 	市民課 医療保険班 各総合支所市民 サービス課	24-6244	8:30~17:15	
35	証書類 再発行	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険関係 (被保険者証・高齢受給者証・限度 額認定証等) 	<p>【申請手続に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の本人確認書類 <p>※本人確認書類が提示できない場合は、罹災証明書でも可 ※いずれの証明書も提出ができない場合は、口頭での確認も可(住所、氏名、生年月日・家族 構成を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同一世帯員以外の方が申請する場合は、委任状 	市民課 国保年金班 各総合支所市民 サービス課	24-6245	8:30~17:15	
36	証書類 再発行	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金関係 (年金証書・保険料納付書) 	<p>【申請手続に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の本人確認書類 <p>※本人確認書類が提示できない場合は、罹災証明書でも可 ※いずれの証明書も提出ができない場合は、口頭での確認も可(住所、氏名、生年月日・家族 構成を確認)</p> <p>【その他注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※本人以外の方が申請する場合は、委任状 ※年金関係の書類は、年金事務所から郵送されます。 	市民課 国保年金班 各総合支所市民 サービス課	24-6245	8:30~17:15	

7月24日からの大雨災害 被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

No.	区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
37	証書類 再発行	介護保険関係 (被保険者証・限度額認定証・負担割合証等)	【申請手続に必要な書類】 ○申請者の本人確認書類 ※本人確認書類が提示できない場合は、罹災証明書でも可 ※いずれの証明書も提出ができない場合は、口頭での確認も可(住所、氏名、家族構成を確認) ○同一世帯員以外の方が申請する場合は、本人確認書類の提示を必須とする	長寿生きがい課 介護班 各総合支所市民 サービス課	24-6323	8:30~17:15	
38	証書類 再発行	運転免許証	【申請手続に必要な書類】 ※詳細はお問い合わせください。 ○申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、保険証、パスポート等のいずれか) ※本人確認書類が提示できない場合は、住民票(本籍付)でも可 ○申請用写真 1枚 ※縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景のもので申請前6か月以内に撮影したもの。 ○汚損、破損、記載事項変更等、免許証をお持ちの場合は、その運転免許証 ○水害による再発行であることを申請書に記入した場合、申請手数料は免除となります。 【その他注意事項】 ○秋田県運転免許センターは、即日交付(1時間30分程度) ○由利本荘地区交通安全協会は、後日交付(受付日から約2週間後) ※運転免許証が交付されるまでは運転できません。	秋田県運転免許 センター 由利本荘地区交 通安全協会 (由利本荘警察署 内)	018-824-3738 22-4376	8:30~11:00 13:00~15:00 9:00~12:00 13:00~16:00	
39	相談	健康相談	保健師や栄養士などが健康・栄養に関する相談。	健康づくり課	22-1834	8:30~17:15	
40	相談	高齢者福祉の相談	高齢者お在宅生活に関し、不安をお持ちの方、介護や介護予防などの面で不安な方はお気軽にご相談ください。 【担当エリア】 中央地域包括支援センター【本荘中央・本荘東部・本荘西部・石脇・松ヶ崎・西目地域】 東部地域包括支援センター【子吉・小友・石沢・南内越・北内越・東由利地域】 南部地域包括支援センター【矢島・由利・鳥海地域】 北部地域包括支援センター【岩城・大内地域】	長寿生きがい課		8:30~17:15	①中央地域包括支援センター 74-6629 ②東部地域包括支援センター 74-7670 ③南部地域包括支援センター 44-8841 ④北部地域包括支援センター 74-6888
41	相談	消火栓、消防水利に関する相談	消火栓、消防水利の破損に関することについて対応しています。	消防総務課	22-4282	8:30~17:15	
42	相談	福祉に関する総合相談	要援護者の方の総合的な相談に関すること	福祉支援課	24-6267	8:30~17:15	
43	相談	災害ごみの処分に関する相談	住居等への浸水により壊れたり、使えなくなった家具、家財等のごみの処分方法について	生活環境課	24-6254	8:30~17:15	
44	その他	災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターは9/26(木)に閉鎖いたしました。	由利本荘市社会 福祉協議会			